

議案第14号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項中「、100分の2」の次に「（富士見公園にあっては、100分の7）」を加え、同項第1号及び第2号中「100分の10」の次に「（富士見公園にあっては、100分の13）」を加える。

第6条第1項の表富士見公園の項を次のように改める。

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室
-------	---

	球技場関係者室
	多目的屋内施設会議室
	多目的屋内施設シャワー室
	多目的屋内施設ロッカー室
	多目的屋内施設多目的室
	クラブハウス関係者室
	クラブハウスシャワー
	パークセンターシャワー
	多目的広場
	多目的広場照明施設
	駐車場

第6条第2項の表中「バレーボール場」を削り、

「

球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者
球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4	
球技場放送室			日までの日	
球技場テレビ				
・ラジオ中継				
室				
球技場関係者				
室				
多目的屋内施設				
会議室				
多目的屋内施設				
シャワー室				
多目的屋内施設				
ロッカー室				

多目的屋内施設多目的室		
球技場照明施設	午後 6 時30分 から午後10時 まで	は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。

」

を

「

球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 多目的広場	1 月 1 日から 12月31日まで	午前 9 時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の 1 月 4 日までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第 1 8 条の 2 第 1 項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認
---	-----------------------	---------------------	--------------------------------	---

球技場照明施設 多目的広場照明施設	午後 6 時 30 分 から午後 10 時 まで	を得て、同欄 の供用期間、 供用時間及び 休場日を変更 することがで きる。
クラブハウス 関係者室 クラブハウス シャワー	午前 9 時から 午後 9 時まで	
パークセンター シャワー	午前 9 時から 午後 10 時 30 分 まで	

」

に改める。

第 8 条第 1 項中「有料施設（野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。）」を「次の表に掲げる有料施設」に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表中「テニスコート（）」の次に「富士見公園及び」を、「テニスコート照明施設」の次に「（富士見公園に設けるものを除く。）」を加え、バレーボール場の項及び相撲場の項を削り、同表備考第 1 項中「料金」の次に「（以下「入場料等」という。）」を加え、同表備考第 2 項中「その他これに類する料金」を「等」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

第 3 項の表に掲げる有料施設に係る第 7 条第 2 項の承認を受けた者は、第

18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第8条の2第3項の表中「その他これに類する料金」を「等」に、

「

テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）			1面 1回（同）		750円
駐車場	大師公園及び生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円

」

を

「

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回（同）		1,100円
		入場料等を徴収する場合	同（同）		6,600円
	大師公園		同（同）		750円
テニスコート照明施設（富士見公園に設けるものに限る。）			同（同）		600円
相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回（4時間以内）		5,000円
		入場料等を徴	同（同）		30,000円

		収める 場合			
	個人利用		1人 1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 未満の者(高 校生を含む。) 100円	
	クラブハウス関係者室		1回 (1時間以内)	1,580円	
	クラブハウスシャワー		1箇所 1回 (5分以内)	100円	
	パークセンターシャワー		同(同)	100円	
多目的広場	全面利用		1回 (1時間以内)	6,000円	
	3分の1面 利用		同(同)	2,000円	
	6分の1面 利用		同(同)	1,000円	
多目的広場 照明施設	全面点灯		同(同)	1,200円	
	3分の1面 点灯		同(同)	400円	
	6分の1面 点灯		同(同)	200円	
駐車場	大師公園	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	200円
				超過時間30分までごとに	100円
		準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車	1台 1回	1時間まで	500円
				超過時間30分までごとに	250円
	生田緑 地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで	300円
				超過時間30分までごとに	150円
		準中型 自動車 中型自 動車 大型自 動車	1台 1回	1時間まで	700円
				超過時間30分までごとに	350円

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。
- 3 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定（駐車場（生田緑地に設けるものに限る。）に係る部分に限る。）は、当該規定の施行の日以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、同日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

富士見公園に公園施設として設ける建築物の建築面積の特例を定めること、同公園に新設する多目的広場等を有料で利用させる公園施設とし、同公園のテニスコート等についてその管理を指定管理者に行わせ、及びこれらの公園施設について利用料金制を導入すること、生田緑地の駐車場の利用料金の上限額を改定すること等のため、この条例を制定するものである。